

「産業廃棄物適正条例」の改正について

豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（以下「条例」という。）は産業廃棄物の不適正処理を未然に防止し、適正処理を促進することにより生活環境を保全することを目的として、平成 18 年 10 月 1 日から施行しています。

施行後 5 年が経過し、不適正処理の未然防止の強化を目的に条例改正を行いました。

改正のポイント

- 1 産業廃棄物を豊田市内へ搬入する際の届出範囲の拡大
（平成 25 年 10 月 1 日施行）
- 2 産業廃棄物処理業者と地元住民との環境保全協定の締結対象の拡大
（同年 4 月 1 日施行）
- 3 移動式の産業廃棄物処理施設について使用時の事前届出
（同年 4 月 1 日施行）

1 市外産業廃棄物の搬入届出（条例第 13 条、第 14 条関係）

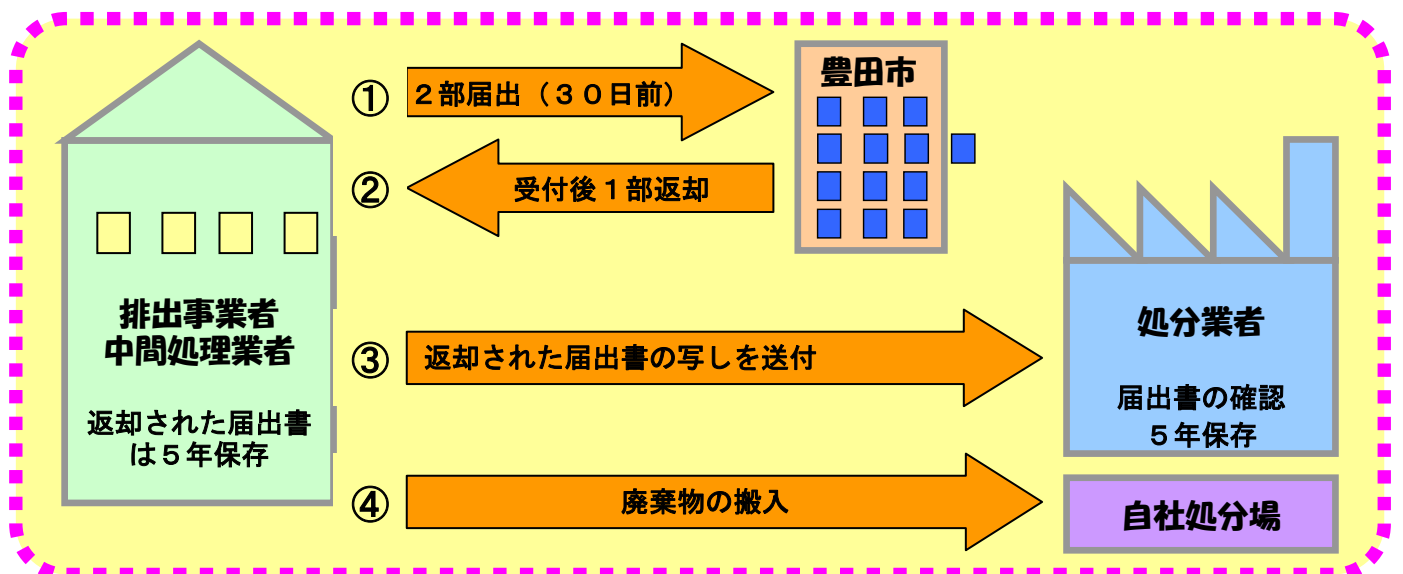
概要

産業廃棄物の搬入届出について、現行の県外からの搬入届出を豊田市外からの搬入届出に拡大しました。

豊田市外に設置する事業場から発生する産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。）を処分するために、自ら又は他人に委託して豊田市内へ搬入する場合は、搬入する 30 日前までに届出が必要です。

また、前年度分の搬入実績を毎年 6 月 30 日までに報告が必要です

図 1：市外搬入届出



【届出について（排出事業者）】

- 処分を委託する場合は届出書に処分契約書の写しを添付してください。（特別管理産業廃棄物の場合は性状の分析結果を記載した書面も添付してください。）
- 届出は年度ごとに作成し、2部提出してください。（受付後1部返却しません。）
- 返却された届出書は処分終了後5年間保存してください。

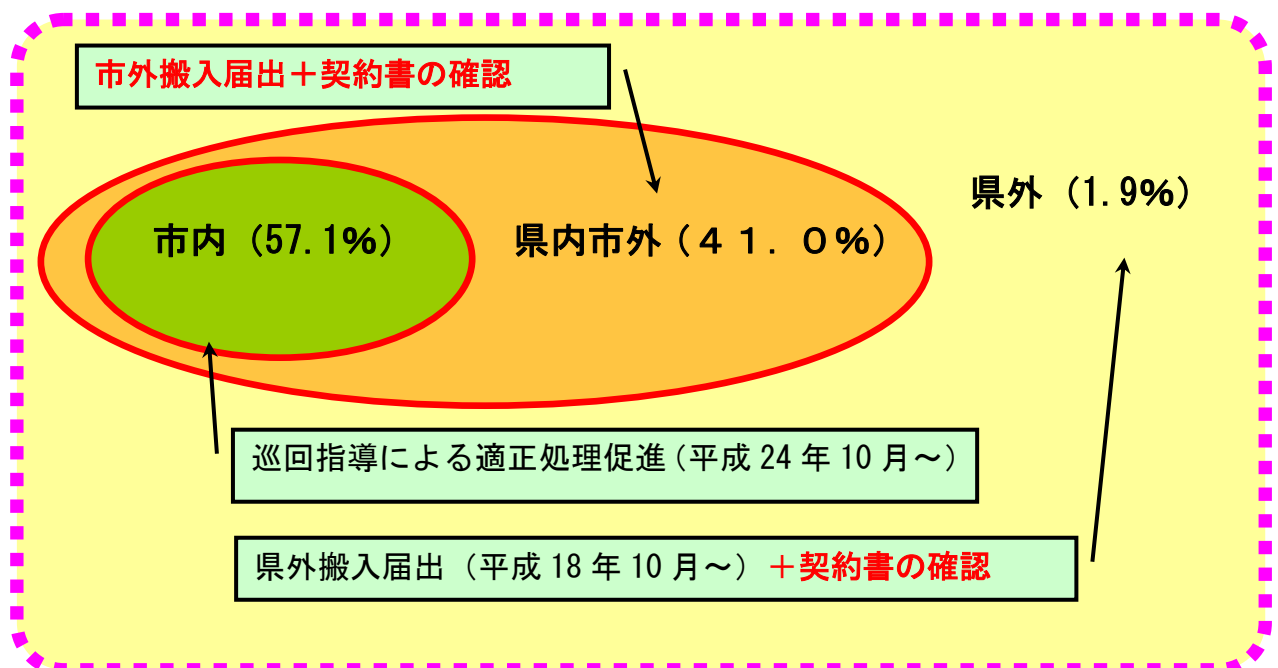
【届出書の確認について（処分業者）】

- 処分の委託を受けた処分業者の方は、搬入前に排出事業者から受付済みの届出書の写しの送付を受け、内容について確認してください。（変更の届出が必要な場合は変更届出書の確認も必要です。）
- 送付された届出書の写しは処分終了後5年間保存してください。

改正の趣旨

県外の産業廃棄物の搬入に関しては、これまでも排出事業者に事前に搬入届出書を提出していただいていたところですが、市内の処分業者の実績を調べたところ県内市外の事業所からの搬入が41%と高い比率であることが判明しました。（下図2参照）また、最近発生した中間処分業者の不適正事案について、契約書の未締結や契約書の内容の不備がある事例が多数ありました。そこで、市外の排出事業者からの搬入量の把握と適正処理の指導のため、市外搬入届出によるチェックをすることとしました。なお、市内の排出事業者へは、平成24年10月から委託契約書の締結やマニフェスト保管等の適正処理に関する巡回指導を行っています。

図2：平成23年度の処分搬入元内訳



2 環境保全協定の締結（条例第28条の2、第42条関係）

概要

廃棄物処理施設の設置に伴い、産業廃棄物処理業者と影響地域の地元住民との環境保全協定を締結する場合の対象施設を追加しました。

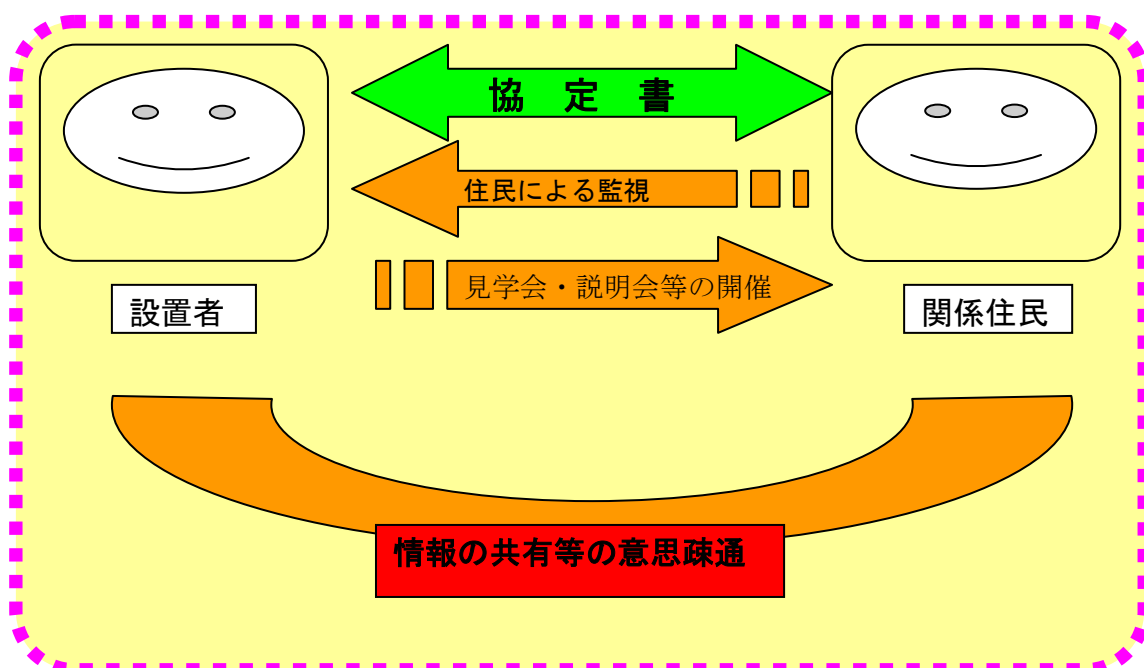
表1：協定書の締結対象

改正前	廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分場 ○焼却施設（200kg／時以上） ○破碎施設（5t／日超）等
追加施設	小規模産業廃棄物焼却施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設（200kg／時未満） ○破碎施設（5t／日以下）等
	小規模処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○選別施設 ○圧縮施設 ○積替え・保管施設等

改正の趣旨

産業廃棄物処理施設を設置する際に、住民に対して説明会等を実施した後に事業者と住民が「環境保全協定書」の締結をしていましたが、今回の改正では、小規模産業廃棄物焼却施設等や小規模処理施設にも協定書の締結の範囲を広めることにより、事業者と住民の意思疎通の機会を設け、良好な関係で事業が継続できる状況を創り出すとともに適正処理を促進するものです。

図3：協定書の概念

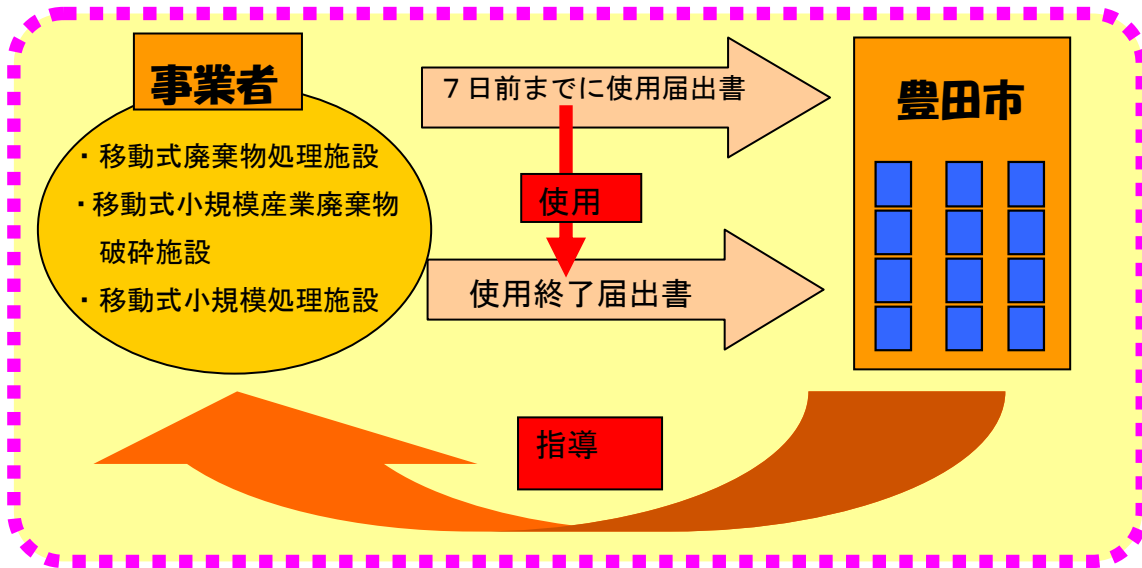


3 移動式の産業廃棄物処理施設使用時の事前届出 (条例第35条、第44条、第69条関係)

概要

移動式の産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処理のために豊田市内で使用するときは、7日前までに届出が必要です。また、使用が終了したときも届出が必要です。

図4：移動式の処理施設に関する届出



改正の趣旨

これまで、移動式の産業廃棄物処理施設、小規模産業廃棄物破碎施設、小規模処理施設については、事前に届出等の手続が無いため、その使用についての実態が把握できませんでした。今回の改正により届出書を提出させることで、使用の実態が把握できるようになりました。

- ※1 届出に関する様式は豊田市ホームページからダウンロードできます。
http://www.city.toyota.aichi.jp/divison./ae04/1205702_7100.html
- ※2 排出事業者向け説明会を予定しています。
日時：平成25年8月30日（金）午後（時間未定）
場所：豊田市民文化会館 小ホール

《お問合せ：豊田市環境部廃棄物対策課 啓発・指導担当 0565-34-6710》